

様式第8号(第13条関係)

05ご 第 1753 号

令和6年2月27日

有限会社三功

代表取締役 片野 宣之 様

伊勢市長 鈴木 健 一

許 可 証

令和6年2月6日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第13条の規定により次のとおり許可する。

申請者の住所又は所在地	三重県津市戸木町5012番地
氏名又は名称及び代表者氏名	有限会社三功 代表取締役 片野 宣之
許可業種	一般廃棄物収集運搬業
廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
作業の区域	伊勢市内
許可期限	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
条 件	(1) 関係法令に違反しないこと。 (2) 収集運搬車には、事業所名を掲示すること。 (3) 収集運搬車には、別紙「車両調書」にて指定する許可証票を必ず装着すること。 (4) 収集運搬車は、収集した廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものとする。こと。 (5) 不燃物、可燃物等を市の分別区分に合わせて収集し、市が指定するそれぞれの施設に搬入すること。 (6) 収集された廃棄物を施設に搬入する場合は、許可区域内の廃棄物と他の区域から収集した廃棄物を混入しないこと。 (7) 産業廃棄物、医療系廃棄物等については、別途、廃棄物処理法に基づき適正な処理を行うこと。 (8) 市の指定する事項については、速やかに協議すること。 (9) 上記許可条件に違反したときは、許可の取り消しをすることがある。